

観光地域高付加価値化整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、本県の観光産業の活性化を図り、基幹産業化を実現するため、官民一体で、観光地の面的な高付加価値化を推進することを目的に、観光地域高付加価値化整備事業を行う者及び市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「観光地域高付加価値化整備事業」とは、市町が作成する観光地域高付加価値化整備計画に基づき、市町が観光施設を整備する事業並びに宿泊事業者及び観光事業者が実施する別表に掲げる事業であって、当該施設の所在する市町が補助するものをいう。
- (2) この要綱において「宿泊事業者」とは、静岡県内において宿泊施設を所有、管理又は運営する民間の事業者をいう。
- (3) この要綱において「観光事業者」とは、静岡県内において観光施設を所有、管理又は運営する民間の事業者をいう。
- (4) この要綱において「宿泊施設」とは、静岡県内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）が営む、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同法第3条に規定する簡易宿所営業の用に供される施設とする。
- (5) この要綱において「観光施設」とは、旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される施設のうち、次に掲げる施設とする。
 - ア 飲食店（静岡県内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者が営む、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項第1号に規定する飲食店営業の用に供される施設をいう。）
 - イ 土産物屋
 - ウ 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む。）が優れている神社、寺院又は教会
 - エ 古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭又は宮殿
 - オ 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
 - カ 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
 - キ 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
 - ク 特徴的な概念（テーマ）を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
 - ケ 国土交通省により登録されている「道の駅」、「みなとオアシス」等
 - コ 市町が所有する施設
 - サ その他知事が認める施設
- (6) この要綱において「特定地域」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地

域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。

(7) この要綱において「一般地域」とは、特定地域以外の地域をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 資金状況調べ（様式第4号）（アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。）

オ 市町補助に係る交付申請書の写し

カ 設計書、図面及び写真

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更事業計画書（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）
- (4) 資金状況調べ（様式第4号）（(1)の申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
- (5) 市町補助に係る変更承認申請書の写し
- (6) 変更設計書及び図面
- (7) その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 市町補助に係る交付決定通知及び実績報告書の写し
- オ 契約書、完成届及び竣工検査復命書の写し
- カ 精算設計書、図面及び完成写真
- キ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

- ア 請求書（様式第7号）
- イ 市町補助に係る交付確定通知の写し

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到着した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- (1) 概算払請求書（様式第7号）
- (2) 出来形を証明する書類

- (3) 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11 立入検査等

- (1) 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (2) 補助事業者は、前項の調査を受けたとき、関係者及び責任者を立ち合わせなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

1 市町の観光施設整備事業

補助の対象	地域	補助率		補助限度額
		観光施設完成後にこれを無料で運営する場合	観光施設完成後にこれを有料で運営する場合	
市町※が実施する観光施設整備事業に要する経費	特定地域	補助対象経費の2分の1以内とする。	補助対象経費の3分の1以内とする。	1計画当たり2百万円を下限とする。
	一般地域	補助対象経費の3分の1以内とする。	補助対象経費の4分の1以内とする。	

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。

2 インバウンド向け施設改修事業

補助の対象	補助率	補助限度額
宿泊事業者又は観光事業者が実施するインバウンド向け施設改修事業に要する経費	補助対象経費の3分の1を上限とし、市町が補助する額の2倍以内とする。ただし、右欄に定める額を限度とする。	宿泊施設にあつては、1施設当たり2百万円を下限、33百万円を上限とする。 観光施設にあつては、1施設当たり2百万円を下限、6百万円を上限とする。

3 リノベーション事業

補助の対象	補助率	補助限度額
改修後の用途が宿泊施設又は観光施設となる施設を所有、管理又は運営する宿泊事業者又は観光事業者が実施するリノベーション事業に要する経費	補助対象経費の3分の1を上限とし、市町が補助する額の2倍以内とする。ただし、右欄に定める額を限度とする。	改修後の用途が宿泊施設にあつては、1施設当たり2百万円を下限、33百万円を上限とする。 改修後の用途が観光施設にあつては、1施設当たり2百万円を下限、6百万円を上限とする。 廃屋※の撤去にあつては、1施設当たり2百万円を下限、6百万円を上限とする。

※建築物及びこれに附属する工作物であつて、使用がなされていないことが常態であるもの又は耐用年数を経過し、若しくは損傷が激しく、除去が必要と認められる建築物をいう。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

観光地域高付加価値化整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度において観光地域高付加価値化整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

（単位：円）

番号	補助対象者名	施設所在地 (施設名)	事業内容	総事業費	市町補助額	県補助額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合 計						

※ 行が不足する場合は、適宜別葉とすること。

施行期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収入				支出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

観光地域高付加価値化整備計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域高付加価値化整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 概算払いの承認申請

- (1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域高付加価値化整備事業
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

実績報告額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた観光地域高付加価値化整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた観光地域高付加価値化整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名